

令和6年～8年度医療施設等施設・設備整備事業に係る 国庫補助事業計画の作成要領

- 事業計画書は、現時点での交付要綱に基づき作成してください。なお、単価改正等で事業計画書の修正をお願いする場合があります。
- 事業によっては廃止等される場合があります。
- 事業計画書を提出することによって、補助事業の採択が約束されるものではありません。
- 令和7・8年度分については、現時点での計画を記載してください。

1 提出書類

(1) 事業計画書

記載例を参考にし、以下の様式を作成すること。

①医療施設等 施設 整備費補助金

- ・(様式1) 総括表
- ・(様式2) 事業費内訳書
- ・様式3 (個別様式)

※個別様式は該当する事業区分の様式を使用すること。

②医療提供体制施設整備交付金

- ・「00 交付要綱様式」第1号様式別紙1及び第1号様式別紙2
- ・「01 基準額算出内訳書」基準額算出内訳書
- ・「02 個別様式」内訳書及び各事業計画書

※基準額算出内訳書、個別様式は該当する事業区分の様式を使用すること。

③医療施設等 設備 整備費補助金

- ・総括表
- ・様式1 (個別様式)

※個別様式は該当する事業区分の様式を使用すること。

④医療提供体制推進事業費補助金

- ・「総括表」別紙1及び別紙2
- ・個別様式

※個別様式は該当する事業区分の様式を使用すること。

(2) 添付書類

図面(カラー、施設整備のみ)、見積書、その他参考となる資料

2 施設・設備整備事業共通事項

- (1) 各事業計画書(様式)に注意書きがあるものについては、それに従うこと。
- (2) 事業計画策定にあたっては、関係法令、実施要綱及び交付要綱等を遵守し、疑問点については担当保健所企画課又は県庁医療対策課へ事前に協議すること。
- (3) 財源について、市町の負担を伴うもの(病院群輪番制など)は、その負担が確実なものであること。
- (4) 施設整備にあたり財産処分を要するものについては、原則として返還が生じることから、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の様式により財産処分承認申請書(案)を作成し添付する必要があるため、事前に担当保健所企画課又は県庁医療対策課へ協議すること。
- (5) 用紙サイズは原則A4とする。拡大・縮小コピーでサイズを統一すること。ただし、設計図等A4では視認しづらい資料についてはA3も可とする。

(6) 県立病院については、県公営企業管理局が取りまとめを行うので、提出にあたっては保健所を経由しないこと。

3 施設整備事業

(1) 施設整備にあたり財産処分を要するものについては、原則として返還が生じることとなるので、この旨承知しておくこと。

(2) 医政局所管の事業計画書共通の留意事項

- ① 「所在地」欄は、移転新築の場合は、移転前後の所在地を記入すること。
- ② 数値を記入する欄については、小数点以下が生じる場合は小数点以下第3位を切捨て第2位まで記入すること。
- ③ 「構造の種類」欄には、鉄筋コンクリート、ブロック等の施設構造の種類を記入すること。
- ④ 添付書類
 - ア 整備区域を含む建築物ごとの整備前と整備後の平面図
 - イ 前記整備後の平面図には、整備区域内にある病室の病床数、壁芯面積、内法面積、各室の用途を記入すること。
 - ウ 整備前と整備後の建物の配置図（整備前の配置図には竣工年次を記入すること）
 - エ 見積書

4 設備整備事業

納入実績等を十分勘案の上、事業費の根拠となる資料を必ず添付すること（**2者以上の見積書とカタログ。ただし、特殊な設備である等の理由で1者からのみ見積書を徴する場合にはその旨申告すること。**）。

なお、見積書を提出する場合においては、**原則割引後の価格とし、実勢価格を調査のうえ過大に見積ることのないようにすること。**また、以後変更の生じることのないようにすること。

5 取りまとめ機関

区 分	機 関 名
松山市に所在する施設	県庁医療対策課へ直接提出
県立病院	県庁公営企業管理局→県庁医療対策課
上記以外	所轄保健所→県庁医療対策課

6 提出期限・部数：令和5年8月18日(金)までに電子データで提出

ただし、図面は、電子データと併せてカラー印刷で2部提出